

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成26年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方

No	ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1	震災対策編 P.10	第1編 第3章 市民の責務と 事業所の役割 第1節 市民の責務 1 自己管理	「建築物」の補強とありますが、耐震性が不十分な建築物を解消する方法は補強工事だけでなく取り壊しや更新(建替え)もあります。従って、それらがすべて当てはまる表現として「建築物の耐震性確保」などに改めるべきです。	ご意見のとおり修正します。
2	震災対策編 P.11	第1編 第4章 津市の特性	ただでさえ大部になる地域防災計画を少しでも実効性の高いものにするためには、この章の「第1節 自然的条件」（特に地盤・地質）と「第2節 社会的条件」（特に地域特性）は別の資料で論じればよく、基本的に削除すべきだと思います。	計画の策定にあたっては、本市の自然的、社会的条件を踏まえた上で、想定される災害への対策を検討し、作成するものと考えます。また、市民に対しても、自分たちの住んでいる地域の状況を理解していただくことも重要であるとの考えから、現行のとおりとします。
3	震災対策編 P.19	第1編 第4章 津市の特性 第3節 対象とする災害	対象とする災害は「発生するおそれのある地震、津波災害」と書かれています。まず、「発生するおそれのある地震」とは極めて曖昧な表現なので定義したことになっていません。定義とは「どこで発生した」「どの程度の」地震か、ということです。震源地よりも規模に着目して定義することが適切と思われるので、例えば「本市において被害発生が想定される地震」としてはどうでしょうか。また、「津波被害」は、前述の修正案を採用するならば、続けて「、津波」と修正すればよいと思われます。	ご意見のとおり修正します。
4	震災対策編 P.19	第1編 第4章 津市の特性 第4節 地震の被害想定	被害想定は、特に津波においては、早期避難率が高いか低いかによって人的被害が大きく異なります。従って、本計画において、被害軽減の努力をどの程度行うことを想定するのか、明らかにすべきです。また、被害想定は、一定の科学的・技術的な推計に基づくデータですが、平時の事前対策において被害を軽減する取り組み（例えば、建築物の耐震性確保、避難訓練、消防訓練、消火設備の配備など）によって、被害の量と質は大きく異なってきます。そして、その取り組みを計画的、積極的に実施するよう促すことが、本計画の目的の一つでもあるはずです。そうであれば、県の被害想定を鵜呑みにして引用するのではなく、本市の取り組みを考慮に入れた評価・再想定を行った上で、本計画における被害想定として位置付けることが妥当ではないでしょうか。そうでなければ、本計画は津市民が最大約1,400人死亡することを前提とし、それを定量的に減少する努力をしないことを前提とする計画ということになってしまうのではないのでしょうか。	本市では、三重県が公表している過去最大クラスの地震による被害想定を基に防災対策を講じています。被害想定は平成18年3月と平成26年3月の2回、津波浸水予測は平成16年3月と平成24年3月、平成26年3月の3回公表されています。被害想定は、一つだけが絶対的に正しいわけではありませんから、本市では、津波避難対策に関しては、より被害が大きくなる理論上最大クラスの地震による予測を前提にした対策を進めて被害の軽減に努めております。

No	ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
5	震災対策編 P. 21	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進 4 密集市街地に係る整備の検討	「4 密集市街地に係る整備の検討」は、市や市民や関係者が具体的に何をどれだけするのか何も書かれていない、意味のない記述ですが、標題も「～の検討」では防災に関する計画として不適切です。	密集市街地の整備については、防災の観点からも必要であると考えます。 整備にあたっては、市や市民等の関係者の総意に基づいて実施する事業であり、地域によって事業内容や進め方も異なることから、具体的な記述は難しいとの考えから、本計画では、整備の必要性を記述するものとし、現行のとおりとします。
6	震災対策編 P. 22	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第2節 建築物等災害予防計画 2 家具等の転倒・落下・滑動防止	「2 家具等の転倒・落下・滑動防止」において、「講じることが必要不可欠」と書くからには絶対にやらなければならないということですから、「普及啓発を積極的に行い」「活用を促す」といった間接的で抽象的な取り組みではなく、具体的で定量的な取り組み内容を記述しなければおかしいと思います。	家具等の転倒・落下・滑動防止については、「自助」の観点から、市民自らが自分の身を守るために取り組んでいただく対策であり、実施にあたっては、市民の意識の向上が必要です。本市では市民の意識の向上のため、普及啓発や補助制度の活用に努めることとしており、具体的な達成目標等を記述することは難しいとの考えから、現行のとおりとします。
7	震災対策編 P. 59	第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難体制の整備 3 応急仮設住宅供給体制の整備	この標題の中に「3 応急仮設住宅供給体制の整備」が位置付けられているのはおかしいと思います。また、「要配慮者に配慮」するのは、(応急仮設住宅の)建設ではなく供給ではないでしょうか。	第5節については、予防計画として地震発生時における避難体制や避難場所の整備について記述しており、「3 応急仮設住宅供給体制の整備」は、地震発生後において避難所生活が長期化した場合等における対応であり、両者の位置付けが異なることから、ご意見のとおり「3 応急仮設住宅供給体制の整備」を削除します。なお「要配慮者に配慮」については、第3編災害応急対策計画の第1章第19節住宅の応急確保対策において、仮設住宅の建設だけでなく市営住宅等の活用にあたり、要配慮者に配慮して建設並びに供給することについて記述してあります。
8	震災対策編 P. 107	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第9節 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定	標題の両者を一括して論じることはよいとして、記載する順序は被災建築物応急危険度判定を最初に、優先的に記述することが妥当だと思います。「2 被災宅地危険度判定士等の派遣要請」も、被災建築物等応急危険度判定士を前面に出すべきだと思います。	危険度判定においては、被災建築物危険度判定が優先されるものと考えます。また、三重県地域防災計画との整合を図る上でも、ご意見のとおり修正します。
9	震災対策編 P. 132	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第19節 住宅の応急確保対策 2 応急仮設住宅の建設	応急仮設住宅の建設は、(一社)プレハブ建築協会との間で協力協定を締結して迅速に必要な仮設住宅の建設を実施することとしているので、(一社)プレハブ建築協会の名前を前面に出して記述することが妥当だと思います。	応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合、原則として三重県が実施するもので、知事から委任を受けた場合に市長が行うものです。また、プレハブ建築協会との協力協定についても、現在、三重県が締結していることから、建設にあたっては三重県を経由して実施していく考え方から、現行のとおりとします。

No	ページ	項目	意見の内容	意見に対する考え方
10	震災対策編 P.132	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第19節 住宅の応急確保対策 4 住宅の応急修理	「4 住宅の応急修理」において、「～応急修理を行います」と断定的に記述していますが、大規模災害発生直後において、個人の住宅の応急修理を市が行うことは極めて困難であり、かつ、緊急に実施すべき他の多くの課題を考えたとき、現実的とは言い難いと思われます。従って、記述するのであれば、「実施する必要性・緊急性が高い場合は」などの限定表現を用いるべきではないでしょうか。	住宅の応急修理については、災害救助法が適用された場合、原則として三重県が実施するもので、知事から委任を受けた場合に市長が行うものです。このことから業務量等を考慮して限定的に実施するものではなく、関係団体との連携により対応すべき業務であることから、現行のとおりとします。
11	資料編 P.1	1 被害想定	被害想定として、三重県地域防災計画被害想定調査報告書（平成18年3月）を引用して紹介しています。しかし、三重県においてはすでに平成26年3月に新しい地震被害想定調査結果を公表しています。これは平成24年度に国より公表された南海トラフ巨大地震の被害想定などを参考にしながら、理論上最大クラスの南海トラフ地震を前提としたものですが、このような前提を置いて被害想定を行うことが現在の常識であり、平成16年時点とは大きく事情が異なっています。従って、本計画でも根拠として引用する被害想定は最新のものとしなければならないのではないのでしょうか。そのことにより、計画の内容全般に影響が生じるかもしれませんが、「市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、地域社会の安全と市民福祉の確保を図る」という本計画の目的に照らして、必要な努力を怠ることは許されないと考えます。	今後の参考意見とさせていただきます。 現在、本市では三重県が公表している過去最大クラスの地震による被害想定を基に防災対策を講じています。 被害想定は平成18年3月と平成26年3月の2回、津波浸水予測は平成16年3月と平成24年3月、平成26年3月の3回公表されています。 被害想定は、一つだけが絶対的に正しいわけではありませんから、本市では、津波避難対策に関しては、より被害が大きくなる理論上最大クラスの地震による予測を前提にした対策を進めて被害の軽減に努めております。
12			平成26年度修正（案）の全編に共通する意見 毎年度修正を行っているが、その都度、今回の修正の目的や観点を明らかにするとともに、修正箇所を新旧対照表等の形で具体的に明示すべきだと思えます。本文中に下線が引いてあり、修正・追加箇所はおおよそわかりますが、これでは不十分です。	今後の資料提供の方法についての参考意見とさせていただきます。
13			精神に関して、福祉避難所的な一角があればと思います。お薬を飲む水や副作用を緩和するための水が他の方より必要だと思えますし、ほかにも、意思疎通が困難な方もいますので、看護師さんの見守りがあればと思います。	避難所の運営において、関係部局と連携し、要配慮者に対する相談窓口の設置や、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配などを実施するとともに、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の方に対して、必要に応じて福祉避難所を開設するなど、要配慮者に配慮した避難所運営に努めることを地域防災計画に記載してあります。